限定承認公告

本籍高知県四万十市中村丸の内一六四二番地、最後の住所大阪府枚方市藤阪北町二〇番九号　被相続人　亡　宮崎　一君

右被相続人は平成二十一年一月六日死亡し、その相続人は平成二十一年十一月十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十日

大阪府枚方市藤阪北町二〇番九号

相続財産管理人　宮崎　和子

登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社紀陽カードディーシー

代表者の氏名　代表取締役　浅井　要

二、本店の所在地　和歌山市杉ノ馬場二丁目七七番地

三、廃止した営業所の名称及び所在地ならびにその廃止の年月日　宮北営業所　和歌山市黒田一八五番地の三　平成二十一年十月二日

四、営業保証金の額　金五万円

五、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を近畿経済産業局長に提出してください。

六、前号の申出書の提出がないときは、第四号の取戻しをしようとする営業保証金は取戻されます。

平成二十一年十一月二十日

和歌山市杉ノ馬場二丁目七七番地

株式会社紀陽カードディーシー

代表取締役　浅井　要

任意清算公告

当社は、平成二十一年九月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十一月二十日

長崎県南松浦郡新上五島町有川郷五四七番地

合資会社コトブキ

代表社員　宗　勝己

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十一年十二月二十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十一年十一月二十日

東京都千代田区神田小川町一丁目一一番地

金子ビル

イーグルホールディングス株式会社

代表取締役　正岡　秀夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億三千万円減少し二千六百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十月二十三日

掲載頁　一二八頁（号外第二二六号）

平成二十一年十一月二十日

東京都港区新橋二丁目二番九号

平野町特定目的会社

取締役　二又　正行

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条の規定及び当社の資産流動化計画に基づき優先資本金の額を金一億三千五百万円減少して金三十六億四千六百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十二月二十二日であり、取締役の決定は、平成二十一年十二月七日に予定しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年四月十四日付官報の号外第八十号八十頁に掲載されています。

平成二十一年十一月二十日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ジャパン・アセット・フォーティーン・ホールディング特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十二億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年十一月六日付官報の号外第二三六号一二一頁に掲載されています。

平成二十一年十一月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター　三郷2特定目的会社

取締役　リー・コック・サン

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資十三万六千口を七万四百口に消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十二月二十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十一月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター　三郷2特定目的会社

取締役　リー・コック・サン

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

訂正公告

平成二十一年十一月十一日（号外第二三九号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、「⑥営業所　名古屋市東区葵２丁目11番18号」とあるは「⑤本社営業所　名古屋市東区葵２丁目11番18号」の誤りにつき訂正します。

平成二十一年十一月二十日

名古屋市中区丸の内三丁目二〇番二号第一七ＫＴビル八〇一号アクシア法律事務所

株式会社ルックランド

破産管財人弁護士　山田　亮治

取消公告

平成二十一年十一月十六日掲載の金融商品取引業者の解散の公告は取消します。

平成二十一年十一月二十日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

エイチヴィビー・キャピタル・アジア・リミテッド（エイチヴィビーキャピタル証券会社）

日本における代表者　柴田　一弘

取消公告

平成二十一年十一月二十七日（号外第二二八号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告のみ取消します。

平成二十一年十一月二十日

東京都板橋区板橋二丁目六五番八号

株式会社ジェスフィール

代表取締役　久門　收

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一三四	相続財産管理人	伴野　裕作	相続財産管理人	判野　裕作

平成二十一年六月三十日（号外第百三十八号）公布総務省令第七十五号（工事担任者規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）

八下	一六	同表中注7を注同表注7中「注6とし、注8を6」を「注5」に改め、同注を7とする。	同表注6とし、同表中注8を注7とする。
〃	〃	二一～二二	第十条
〃	〃	〃	第八条

平成二十一年十一月九日掲載の岡山家庭裁判所に係る平成二十一年（家）第二五九六号相続財産管理人の選任中（原稿誤り）

一三四	一四	相続財産管理人　伴野　裕作	相続財産管理人　判野　裕作

平成二十一年九月十五日正誤欄（法務省令第二十九号）中（原稿誤り）

「一六	〃	〃	二」は「一六
三三	上	〃	〃
四九	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

二」	勤務先，所属機関，代表者氏名の記名及び押印／	勤務先又は所属機関，代表者氏名の記名及び押印／」	
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	

の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月二十日付第二四六号

一二八ページ●同日付政府調達第二二四号五六ページ

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）